

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月7日

上越市長 中川 幹太

記

- 1 委託事務の内容 コンビニ交付サービスに係る手数料徴収事務
- 2 委託先 地方公共団体情報システム機構
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで